

第4 每月勤労統計調査の説明

1 調査の概要

(1) 調査の体系

毎月勤労統計調査の体系は、「全国調査（第一種事業所調査、第二種事業所調査）」「地方調査（第一種事業所調査、第二種事業所調査）」及び「特別調査」から成り立っています。第一種事業所調査は常用労働者30人以上、第二種事業所調査は常用労働者5～29人の事業所規模を対象とし、毎月調査を実施しています。なお、特別調査は、常用労働者1～4人の事業所規模を対象とし、年1回（7月分）調査を実施しています。

(2) 調査の目的

毎月勤労統計調査は、統計法に基づく基幹統計で、賃金、労働時間及び雇用についての毎月の変動を明らかにすることを目的としています。この報告書は、東京都における状況を明らかにする「地方調査」結果をとりまとめたものです。

(3) 調査の対象

調査の対象は、常時5人以上の常用労働者を雇用する民営、公営及び官営の全事業所の中から、産業及び規模ごとに抽出し、厚生労働大臣が指定した約3,300事業所を対象に調査したものです。

本調査の産業分類は、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に伴い、平成22年1月分から改定後の日本標準産業分類に基づき、(C)鉱業、採石業、砂利採取業、(D)建設業、(E)製造業、(F)電気・ガス・熱供給・水道業、(G)情報通信業、(H)運輸業、郵便業、(I)卸売業、小売業、(J)金融業、保険業、(K)不動産業、物品賃貸業、(L)学術研究、専門・技術サービス業、(M)宿泊業、飲食サービス業、(N)生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、(O)教育、学習支援業、(P)医療、福祉、(Q)複合サービス事業、(R)サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）を大分類としています。

これにより表章産業は、大分類で15大産業から17大産業に変更しています。

なお、(A)農業、林業、(B)漁業、(S)公務（他に分類されるものを除く）、(T)分類不能の産業は、調査の対象としていません。また、船員法（昭和22年法律第100号）に規定する「船員」は、調査の対象から除外しています。

(4) 調査の期間と方法

調査の期間は1か月単位、調査期日は毎月末日（又は最終給与締切日前

1か月)です。

調査方法は、規模30人以上の事業所（第一種事業所）については郵送調査かインターネットを活用したオンライン調査システムで行い、規模5～29人の事業所（第二種事業所）は、統計調査員による調査票の収集またはオンライン調査システムによって調査票データを収集したものです。

2 用語の説明

(1) 現金給与額

賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額で、支給方法が口座振込みであるかを問いません。また、退職を事由に労働者に支払われる退職金は含まれません。

ア 現金給与総額

きまって支給する給与と特別に支払われた給与の合計額をいいます。

イ きまって支給する給与

労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含みます。

ウ 所定内給与

きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のものをいいます。

エ 所定外給与（超過労働給与）

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与で時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等をいいます。

オ 特別に支払われた給与（特別給与）

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するものです。

①夏冬の賞与、期末手当等の一時金

②支給事由の発生が不定期なもの

③3カ月を超える期間で算定される手当等(6カ月分支払われる通勤手当等)

④いわゆるベースアップの差額追給分

(2) 実労働時間、出勤日数

労働者が実際に労働した時間数及び実際に出勤した日数です。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれ、有給休暇取得分も除かれます。

ア 総実労働時間数

次の所定内労働時間数と所定外労働時間数の合計です。

イ 所定内労働時間数

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことです。

ウ 所定外労働時間数

早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことです。

エ 出勤日数

業務のため実際に出勤した日数です。1時間でも就業すれば1出勤日となります。

(3) 常用労働者

事業所に雇用され給与を支払われる労働者（船員法の船員を除く）のうち、

①期間を定めずに、又は1ヶ月を超える期間を定めて雇われている者

②日々又は1ヶ月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査期の前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇い入れられた者

のいずれかに該当する人を常用労働者といいます。

常用労働者数は、母集団推計比率によって算出した推計数です。

(4) 一般労働者

常用労働者のうち、次のパートタイム労働者以外の者をいいます。

(5) パートタイム労働者

常用労働者のうち、

①1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者

②1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者

のいずれかに該当する者をパートタイム労働者といいます。

(6) 労働異動率

雇用の流動状況を示す指標としての労働異動率は、次の算式によって作成しています。

$$\text{入(離)職率} = \frac{\text{月間の増加(減少)労働者数}}{\text{前月末労働者数}} \times 100$$

なお、この入・離職率は事業所間の流動状況を示すものであり、単に新規の入・離職者のみならず、同一企業内の転勤者が含まれています。

3 留意事項

(1) 標本抽出方法等

この調査は、総務省統計局が行った「事業所・企業統計調査」に基づく「事業所・企業名簿」を母集団とした標本調査です。

規模30人以上の事業所（第一種事業所）は、平成18年事業所・企業統計調査の結果を用いて全事業所のリストを作成したうえで、これを産業及び規模別に区分けして、その区分けごとに調査事業所を抽出しました。

なお、第一種事業所調査においては、概ね3年ごとに調査対象事業所の交替を実施します（「抽出替え」といいます）。

規模5～29人の事業所（第二種事業所）は、平成18年事業所・企業統計調査から毎月勤労統計調査基本調査区を設定し、そこから抽出した162調査区について、5～29人の規模の事業所の名簿を作成し、産業ごとに調査事業所を抽出するという二段抽出方法によっています。なお、第二種事業所調査においては、半年毎（7月及び1月）に調査区の3分の1を入れ替え、各組は18か月間継続するローテーション方式により調査を行っています。

(2) 年平均の算出（実数及び指数）

ア 実数

各月の実数（現金給与総額、総実労働時間数など円単位、時間単位で表した統計）の年平均については、1月から12月までの月次の数値を、各月の常用労働者数で加重平均することによって算出しています。

イ 指数

指数の年平均については、各月の指数の合計を12で除して（単純平均）算出しています。

(3) 指数の目的

毎月勤労統計調査では、雇用、賃金及び労働時間の各調査結果の時系列比較を目的として、基準年の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成しています。

ア 指数の算式

各月の指数は、実質賃金指数を除き次の算式によって作成しています。

$$\text{各月の指数} = \frac{\text{各月の調査結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

※毎月勤労統計では、前年同月比等の増減率は指数に基づき算出することとされています。

イ 実質賃金指数の算式

実質賃金指数を次の算式によって作成しています。

$$\text{各月の実質賃金指数} = \frac{\text{各月の(名目)賃金指数}}{\text{各月の消費者物価指数}} \times 100$$

※各月の消費者物価指数とは、各月の消費者物価指数(東京都区部、持家の帰属家賃を除く総合)です。

ウ 時系列比較の注意事項

毎月勤労統計調査では、概ね3年ごとに規模30人以上の第一種事業所の交替を実施します(「抽出替え」といいます)。抽出替えを実施した際は、調査対象事業所が入れ替わったことにより統計数値にギャップが発生しますが、ギャップを数値化して過去に遡って指數を改訂しています。従って、統計数値の時系列比較をする際には、指數を用いてください。

エ 指数の基準時

現在の指數の基準時は、平成17年(2005年)です。

(4) 指数の改訂

指數は、

- ①基準年の変更に伴う改訂(以下「基準時更新」という。)
- ②30人以上規模事業所(以下「第一種事業所」という。)の抽出替えに伴う改訂

という事由により過去に遡って改訂します。

ア 基準時更新

指數の基準年を西暦年の末尾が0又は5の付く年に変更する改訂のこととで、5年ごとに行うものです(昭和56年3月20日統計審議会答申に基づく)。この基準時更新では、作成している指數の全期間にわたって改訂を行います。ただし、実質賃金指數を除き、増減率は改訂しません。

イ 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂(ギャップ修正)

本調査では、定期的に、第一種事業所の抽出替え(調査対象事業所の入れ替え)を行ってきており、調査結果に時系列的なギャップが生じるおそれがあります。このため、修正する処理を適宜行うことにより正確な時系列比較を行うことが可能と考えられるときは、指數を修正することとしています。この修正を通常、ギャップ修正と呼んでおり、原則として、第一種事業所の抽出替えに併せて実施しています。

第一種事業所の抽出替え月に、旧サンプルと新サンプルとの調査を行い、新サンプルによる調査結果により過去に遡って指數を修正しています。なお、指數を作成していない夏季・冬季(年末)賞与の増減率についても、同様に、ギャップの調整計算を行っていますが、毎月の絶対的な水準を表す実数値については、改訂を行わないこととしています。そのため、公表されている前年比と実数から計算した前年比は必ずしも一致しませんので、

時系列比較をする際には注意してください。また、パートタイム労働者比率、入職率及び離職率はギャップ修正を行っていません。

ウ 平成21年1月抽出替えに伴う指標の改訂

平成21年1月に第一種事業所の抽出替えを行ったことに伴い、平成19年2月まで遡りギャップ修正を行うことにより、指標を改訂しています。

また、それに併せて集計に用いる母集団労働者数を事業所・企業統計調査の平成13年結果に基づく労働者数から平成18年結果に基づく労働者数に変更したことに伴い、平成16年2月まで遡りギャップ修正を行い、さらに平成17年=100となるように調整し、常用雇用指標の改訂を行いました。

賃金指標及び労働時間指標については平成19年まで、常用雇用指標については平成15年まで遡及して改訂しています。

(5) 賞与の表示について

賞与とは、特に支払われた給与のうち、一般にボーナスと呼ばれている給与のことです。夏季賞与の場合は、年報該当年の6月～8月、冬季賞与の場合は該当年の11月～翌年1月に限定し、それぞれこの3か月分の調査項目の「賞与」をもとに集計しています。

「支給労働者1人平均支給額」は、賞与を支給した事業所における常用労働者1人当たりの平均賞与支給額です。「支給事業所数割合」は、賞与を支給した事業所数を全事業所数で除した値です。「支給労働者数割合」は、賞与を支給した事業所の全常用労働者数を全常用労働者数で除した値です。

「平均支給月数」は、賞与を支給した各事業所における賞与の所定内給与に対する割合を単純平均したものです。

なお、規模5～29人の事業所（第二種事業所）調査においては、7月及び1月に調査区の3分の1を入れ替えるため、賞与の集計対象となるのは、残り3分の2の調査区の事業所です。このため、地方調査では5人以上（及び5～29人）の賞与集計を行っていません。

(6) 増減率の算出にあたって

毎月勤労統計調査では、前年比の算出は指標によることとされています。そのため、指標表のない項目については、前年比の表記をしていません。実数を用いて前年比などの増減率の算出を行う場合は、概ね3年毎に行われる抽出替え（第一種調査対象の更新）によるギャップが発生しますので、ご注意ください。

(7) 平成22年1月分からの表章産業の変更について

日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に伴い、平成22年1月分から改定後の日本標準産業分類に基づき、月次の公表を行っています。

表章産業は、別表「毎月勤労統計調査の表章産業について」のとおりです。

旧産業分類に基づいて表章している平成21年以前の結果との接続については、国に準じて設定しています。平成18年事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧間の変動を基準として、その変動が3%以内に収まる対応については接続させることとしています。

別表「毎月勤労統計調査の表章産業について」において、旧産業との接続が「◎」は完全に接続する産業、「○」「△」「▲」は産業の範囲としては厳密に接続しないが、接続処理を行う産業、「×」は接続しない産業となります。

別表

毎月勤労統計調査の表章産業について

(注) 「旧産業との接続」については、全国調査に準じて設定しています。なお、記号の見方は以下のとおり。

◎：完全に接続する対応

△：常用労働者数の変動が1.0%以内の対応→接続

○：常用労働者数の変動が0.1%以内の対応→接続

▲：常用労働者数の変動が3.0%以内の対応→接続

× : その他→接続しない

※ 1 M76(飲食店),

M77(持ち帰り・配達飲食サービス業)

※3 R88(廃棄物処理業)

R89(自動車整備業)

備業)

卷之三

P84 (保健衛生)
P85 (社會保險、社會福利、公護事業)

R90(機械等修理業(別掲を除く))

齐·文化团体)

P85(社会保険・社会福祉・介護事業)

R94(宗教)
R95(その他)

T_g

R95(その他サニビス業)

廃止する表章産業

| 平成21年以前の表章産業（旧産業分類） | | | 備考 |
|---------------------|-----|----------------|----------------------|
| 中分類 | F17 | 化学工業 | 区分を統合し、E16, 17として表章。 |
| | F18 | 石油製品・石炭製品製造業 | 区分を統合し、E16, 17として表章。 |
| | F21 | なめし皮・同製品・毛皮製造業 | 区分を統合し、E32, 20として表章。 |
| | F32 | その他の製造業 | 区分を統合し、E32, 20として表章。 |
| | Q84 | 娯楽業 | 区分を統合し、大分類Nとして表章。 |

4 每月勤労統計調査地方調査票の様式

(1) 第一種事業所調查票

(2) 第二種事業所調査票

| 毎月勤労統計調査地方調査票 | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------------------|---|---------------------|---------------------|----------|-------|-----------|--------|--------------|--------------|--------------|
| （第二種事業所用） | | | | | | | | | | | |
| 調査法に基づく基準統計調査票 | | 厚生労働省 | | | | | | | | | |
| | | （第9条開除） | | | | | | | | | |
| 1 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 （主なものとは、従収入の最も多いものでです。） | | 3 調査期間中に非業活動を行った日数は何日でしたか。 | | | | | | | | | |
| 2 調査期間はいつからいつまででしたか。（前2ヵ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。事業主又は法人の被従業者無給の家庭従業者は除きます。） | | 4 企業の全常用労働者数は何人ですか。該当の番号を○で囲んでください。※（掛合数（同一会社）に属する事業所のすべてに適用される常用労働者数です。） | | | | | | | | | |
| 最終給与締切日の翌日から、本月の最終終与締切日までの1ヵ月間です。） | | (1) 30~99人 (2) 1,000人以上 (3) 300~999人 (4) 5~29人 | | | | | | | | | |
| 月 日から 月 日まで | | 5 常用労働者数 | | | | | | | | | |
| 常用労働者についてお答えください。常用労働者とは、期間を定めずには、又は1ヵ月を超える期間を定めて雇つて貯蓄及び臨時又は日雇労働者で、前2ヵ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。事業主又は法人の被従業者無給の家庭従業者は除きます。 | | 6 出勤日数 | | | | | | | | | |
| パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。 | | 7 実労働時間数 (休憩時間は含みません) | | | | | | | | | |
| 及び臨時又は日雇労働者で、前2ヵ月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者をいいます。事業主又は法人の被従業者無給の家庭従業者は除きます。 | | 8 現金給与額(税込み額です。) | | | | | | | | | |
| パートタイム労働者とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者です。 | | 9 要賃状況 〔調査期間中に、次のことがあつた場合は該当事項の数字を○で囲み、右の備考欄にその概略を記入してください。〕 | | | | | | | | | |
| 1 定昇を実施した。 2 ベースアップを実施した。 3 損業縮減、一時休業を実施した。 | | 10 備考 〔本月份の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。〕 | | | | | | | | | |
| この調査票は、10日までに都道府県庁の統計主管課に提出してください。 この調査票の対象となる事業所は、原則として新規登録による登録がおり、報告の15%をやむを得ぬ理由については監視が行われます。 | | 事業所の面後者氏名 調査票作成年月日 総計表印 | | | | | | | | | |
| （第9条開除） | | | | | | | | | | | |
| 提出用 | 性別 | 前調査期間の末日 | 採用、転勤等による増加は何人でしたか。 | 解雇、転勤等による減少は何人でしたか。 | 本調査期間の末日 | 出勤の日数 | 実際に出勤した日数 | 所定労働時間 | 支給された現金給与の総額 | 支給された現金給与の総額 | 支給された現金給与の総額 |
| 提 出 用 | 男 | 1 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
| 提 出 用 | 女 | 2 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
| 提 出 用 | 計 | 3 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 時間 | 時間 | 時間 | 時間 |
| 提 出 用 | うち、 パート タイム 労働者 | 4 | | | | | | | | | |
| 提 出 用 | ① 計のうち、パートタイム労働者分について記入してください。 | | | | | | | | | | |
| 提 出 用 | ② 定昇・ベースアップ等の追給()月分から()月分 | | | | | | | | | | |
| 提 出 用 | ③ 3ヵ月を超える期間で算定される通勤手当その他の()月分から()月分 | | | | | | | | | | |
| 提 出 用 | ④ 休日に操業、営業等の事業活動を行った。 | | | | | | | | | | |
| 提 出 用 | ⑤ 制度上の週所定労働時間の短縮を実施した。 | | | | | | | | | | |
| 提 出 用 | ⑥ 夏休みなど、週以外の休日を削やした。 | | | | | | | | | | |
| 提 出 用 | ⑦ 定昇を実施した。 | | | | | | | | | | |
| 提 出 用 | ⑧ ベースアップを実施した。 | | | | | | | | | | |
| 提 出 用 | ⑨ 損業縮減、一時休業を実施した。 | | | | | | | | | | |
| 提 出 用 | ⑩ 備考 | 〔本月份の報告内容と前月分の間に著しい差がある場合は、その理由を記入してください。〕 | | | | | | | | | |

5 每月勤労統計調査の沿革

| 西暦 | 和暦 | 調査名 | 調査主体 | 改訂等 |
|------|----------|--|--------|--|
| 1923 | 大正12年 7月 | 職工賃銀毎月調査 鉱夫賃銀毎月調査 | 内務省社会局 | 北海道ほか22府県における工場及び 東京鉱務署ほか4鉱務署における鉱山合計510署 |
| 1925 | 昭和 14 4 | 賃銀毎月調査 | 内閣統計局 | 29府県の工場、鉱山 |
| 1927 | 昭和 2 1 | 労働統計毎月実施調査 | 内閣統計局 | 調査対象に官公営工場と交通関係事業体を追加 |
| 1939 | 昭和 14 4 | 労働統計毎月調査 | 内閣統計局 | 33府県における工場、鉱山、交通関係事業体約7,200所 |
| 1941 | 昭和 16 8 | 労働統計毎月調査 | 内閣統計局 | 全府県における工場、鉱山、交通関係事業体約4,700所 |
| 1944 | 昭和 19 7 | 毎月勤労統計調査 | 内閣統計局 | 全府県における工場、鉱山、交通関係事業体約8,900所 |
| 1946 | 昭和 21 12 | | | 調査対象に百貨店、銀行、信託業、保健業を追加 |
| 1947 | 昭和 22 7 | | | 指定統計7号に指定される |
| 1948 | 昭和 23 9 | | 労働省 | 調査の企画立案及び公表の権限を労働省に移管（実施は総理府統計局） |
| 1950 | 昭和 25 1 | | | 毎月勤労統計調査規則（労働省令）制定 |
| | | | | 標本理論を導入 |
| | | | | 産業別に異なっていた調査対象規模の下限を常用労働者30人以上に統一 |
| 1951 | 昭和 26 4 | 毎月勤労統計調査 全国調査 地方調査 | 労働省 | 調査を労働省に全面移管 地方調査開始 |
| 1952 | 昭和 27 1 | | | 調査対象に建設業を追加 |
| 1954 | 昭和 29 3 | | | サービス業の一部（「自動車修理業及びガレージ業」、「その他の修理業」及び「医療保健業」）を調査対象に追加 |
| 1957 | 昭和 32 7 | 毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 乙調査 地方調査 特別調査 | | 乙調査と特別調査開始 常用労働者30人以上事業所 約9,300事業所 常用労働者5～29人事業所 約10,000事業所、905調査区 常用労働者30人以上事業所 約18,500事業所 常用労働者1～4人事業所 約10,000事業所、1,810調査区 |
| 1971 | 昭和 46 1 | | | サービス業の範囲を「家事サービス業」と「外国公務」を除く全体に拡大 |
| 1972 | 昭和 47 7 | | | 調査対象に沖縄県を追加 |
| 1980 | 昭和 55 7 | 毎月勤労統計調査 全国調査甲調査 乙調査 地方調査 特別調査 | | 特別調査を拡充 常用労働者30人以上事業所 約16,700事業所 常用労働者5～29人事業所 約16,500事業所、1,914調査区 常用労働者30人以上事業所 約22,000事業所 常用労働者1～29人事業所 約134,000事業所、4,750調査区 |
| 1990 | 平成 2 1 | 毎月勤労統計調査 全国調査 地方調査 特別調査 | | 甲・乙調査の統合と地方調査の拡充等 常用労働者5人以上事業所 約33,200事業所、1,914調査区 常用労働者5人以上事業所 約43,500事業所、2,561調査区 常用労働者1～4人事業所 約77,000事業所、4,750調査区 |
| 1993 | 平成 5 1 | | | パートタイム労働者についての給与・労働時間等の調査項目を新設 |
| 1996 | 平成 8 1 | 全国調査 | | 一般・パート別の雇用指数を公表 |
| 2001 | 平成 13 1 | 毎月勤労統計調査 | 厚生労働省 | 省庁再編に伴う調査主体名の変更 |
| 2002 | 平成 14 1 | 全国調査 | | 一般・パート別の賃金・労働時間指数を公表 |
| 2002 | 平成 14 3 | | | 毎月勤労統計調査オンラインシステムによる調査票登録開始 |
| 2005 | 平成 17 1 | 全国調査・地方調査 | | 平成14年3月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表開始（特別調査は平成16年調査から） |
| 2009 | 平成 21 4 | | | 基幹統計に指定される |
| 2010 | 平成 22 1 | 全国調査・地方調査 | | 平成19年11月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表開始（特別調査は平成21年調査から） |